

西郷隆盛生誕200年・没後150年記念ロゴマーク及びキャッチコピー使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西郷隆盛生誕200年・没後150年記念ロゴマーク及びキャッチコピー（以下「ロゴマーク等」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク等の仕様等)

第2条 ロゴマーク等の仕様は、別記デザインガイドラインのとおりとする。

2 ロゴマーク等に関する一切の権利は、鹿児島市（以下「市」という。）に属する。

(使用の届出)

第3条 ロゴマーク等を使用しようとする者（以下「使用者」という）は、新聞、テレビ、雑誌その他の報道関係機関が報道目的に使用する場合を除き、事前に鹿児島市長（以下「市長」という。）に届出を行わなければならない。

2 前項の届出を行う使用者は、ロゴマーク等使用届出書（様式第1）に次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) ロゴマーク等の使用内容が分かる資料

(2) その他市長が必要と認める書類

(届出内容の変更等)

第4条 使用者が届出の内容について追加又は変更をしようとする場合は、前条第2項各号に定める書類を添えて、あらかじめロゴマーク等使用変更届出書（様式第2）を市長に提出しなければならない。

(使用の制限)

第5条 市長は、ロゴマーク等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマーク等使用届出書及びロゴマーク等使用変更届出書（以下「届出書」という。）を受理しないものとする。

(1) 法令及び公序良俗に反すると認められる場合

(2) 市の信用又は品位を害すると認められる場合

(3) 第三者の利益を害すると認められる場合

(4) 特定の個人、政党及び宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用する場合

- (7) ロゴマーク等の使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) ロゴマーク等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9) ロゴマーク等の変形その他ロゴマーク等の使用が適当でないと認められる場合
- (10) 別記デザインガイドラインに定めるロゴマーク等の仕様及び使用方法に反していると認められる場合

(使用料)

第6条 ロゴマーク等の使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 届出書が市に受理されてから使用すること。
- (2) 届出書に記載の使用目的のみに使用すること。
- (3) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真を提出すること。

(使用状況等の報告又は調査)

第8条 市長は、使用者にロゴマーク等の使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の差止め)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を差し止め、使用者に対し、ロゴマーク等使用差止通知書（様式第3）を送付するとともに、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。この場合において、使用者は、使用を差し止められた日から使用することはできないものとする。

- (1) 使用者がこの要領に違反していると認められる場合
- (2) 届出書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (3) 第5条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (4) その他ロゴマーク等の使用継続が不適當であると認めた場合

2 市長は、前項の規定による使用の差止めにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用の非独占性等)

第10条 この要領による届出の受理は、使用者が自己の商標や意匠とするなど独占してロゴマーク等を使用する権利を付与するものではなく、かつ、商品、使用者等について市が推奨するものではない。

(経費等の負担)

第11条 市は、この要領による届出に要する費用及び使用に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第12条 市は、ロゴマーク等の使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマーク等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、処理するものとする。

3 使用者は、ロゴマーク等の使用に際し、故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(事務)

第13条 この要領に関する事務は、観光交流局観光戦略推進課が行う。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、令和7年11月2日から施行する。